

子第1828号—1

令和4年2月10日

各市町村 保 育 担当課長 様  
放課後児童健全育成事業

千葉県健康福祉部子育て支援課長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（通知）

令和4年2月10日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、本県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を3月6日まで延長するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、令和4年2月10日の第49回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県のまん延防止等重点措置等を決定し、別添のとおり報道発表しました。

保育所及び放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）の対応については、厚生労働省子ども家庭局保育課からの事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十二報）（令和4年1月24日現在）」及び内閣府子ども・子育て本部参事官等からの事務連絡「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQについて（令和4年1月24日現在）」により、引き続き適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、「保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたい」と示されています（ただし、市町村において、保護者に対して登園の自粛を要請することを妨げるものではありません）。

現在、多くの保育所等が臨時休園となっていますので、園内等の消毒及び保育士等の健康管理の徹底など、感染防止策を引き続きお願いいたします。

別添の「新型コロナウイルス感染症にかかる留意事項」を必要に応じて御活用ください。

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課  
認可・認定班 川上 鈴木（保育）  
子育て支援班 野上 梅木（放課後児童クラブ）  
TEL: 043-223-3774、2317 FAX: 043-222-9939  
E-mail: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp  
kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp